

多摩都市モノレール沿線まちづくり検討業務委託
プロポーザル実施要領

令和7年4月

武蔵村山市 都市整備部 都市計画課

1 目的

この要領は、「武蔵村山市プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、多摩都市モノレール沿線まちづくり検討業務委託プロポーザル（以下「本業務委託プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

多摩都市モノレール沿線まちづくり検討業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

多摩都市モノレール沿線まちづくり検討業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

なお、仕様書に示す業務内容は、多摩都市モノレール沿線まちづくり検討業務に必要と考えられる事項を示しており、仕様書に記載のない事項についての提案（年度相互の業務内容の組換え含む）を妨げるものではない。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月21日（火）まで

(4) 契約上限額（見積り限度額）

令和7年度 13,957,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 15,587,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 9,845,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

合 計 39,389,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

業務委託料の積算に当たっては、上記各年度の限度額の範囲内とすること。

(5) 契約条件

企画提案及び見積書に基づき優先契約交渉事業者と業務内容等の調整を行い、業務内容を確定する。

3 スケジュール（予定）

月	日	曜日	内 容	備 考
4	7	月	案件の公示（実施要領、仕様書、参加申込書の公表・配布）	市ホームページで公開
	18	金	参加申込書の提出期限	
	22	火	第一次審査（書類審査）	
	23	水	第一次審査結果通知 企画提案書及び見積書の受付開始	
5	1	木	企画提案書等の提出に関する質問書の提出期限	
	7	水	企画提案書等の提出に関する質問書の回答期限	市ホームページで公開
	12	月	企画提案書及び見積書の受付終了	持参、郵送又は電子メール
	13	火	第二次審査（プレゼンテーション審査） 第2回審査委員会の開催（候補者決定）	1者につき35分程度予定 （説明20分、質疑15分）
	15	木	第二次審査結果の通知	5月15日～5月22日を第二次審査結果に対する説明期間とする。
	16	金	市長報告	
	19	月	契約締結請求、随意契約（特命）依頼書 仕様書、執行伺提出	
	30	金	契約締結	

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、本事業に参加する意欲があり、当該業務についての必要なノウハウを備えるとともに、次に掲げる要件を満たしている必要がある。

ア 武蔵村山市競争入札参加資格を有していること（東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること）。

イ 武蔵村山市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（昭和51年5月15日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年武蔵村山市訓令（甲）第7号）の措置要件に該当しないこと。

カ 不正アクセスの防止、紛失、破棄、破壊、漏洩等の防止を図るとともに、本業務の品質確保・環境の観点から、ISO9001（品質マネジメントシステム）を有していること。

キ 本業務の履行にあつては、直接雇用関係を有している職員の中から、次の条件を満たす者を主任技術者及び照査技術者として配置すること。

⑦ 主任技術者

駅周辺の基盤整備・まちづくりの業務に精通し、かつ、1都3県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）の官公庁発注による本業務と同種の業務の元請による契約履行実績（履行中のものを除く。）のうち主任技術者または照査技術者として従事した実績を1件以上有しており、技術士（総合技術監理部門）、技術士（建設部門）、RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有する者とする。

⑧ 照査技術者

駅周辺の基盤整備・まちづくりの業務に精通し、かつ、1都3県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）の官公庁発注による本業務と同種の業務の元請による契約履行実績（履行中のものを除く。）のうち主任技術者または照査技術者として従事した実績を1件以上有しており、技術士（総合技術監理部門）、技術士（建設部門）、RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有する者とする。

ク 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(2) 提案書の提出時点において要件を満たしていた者が契約締結までに参加資格を有しなくなったときは、その時点で参加資格を失うものとする。

6 募集方法

本プロポーザルの実施について、市ホームページ上で公示し、多摩都市モノレール沿線まちづくり検討業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）、仕様書等の配布を行う。

7 情報公開及び提供

(1) 情報公開の内容

ア 優先契約交渉事業者決定前

実施要領及び仕様書並びに多摩都市モノレール沿線まちづくり検討業務委託プロポーザル審査委員会要領

イ 優先契約交渉事業者決定後

決定された優先契約交渉事業者及び審査結果（決定された優先契約交渉事業者以外は匿名とする。）

(2) 提供の方法

市ホームページに掲載する。

8 優先契約交渉事業者決定方法

- (1) 優先契約交渉事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 優先契約交渉事業者は、別に定めるところにより置く審査委員会の審査に基づき審査委員会委員長が決定する。
- (3) 選考は、審査基準（後述）に基づき、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その事業者と契約締結の合意に至らない場合は、評価点の合計が次に高い事業者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点が満点の2分の1未満である場合は、優先契約交渉事業者としない。
- (6) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員の多数決により選定する。なお、同数のときは、委員長の決するところによる。
- (7) 選考結果は、参加事業者全てに通知する。
- (8) 参加者が1者になった場合でも審査を行い、審査委員の評価点の平均点が満点の2分の1以上である場合は、優先契約交渉事業者として選定する。

9 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書を次のとおり提出すること。なお、提出期限までに参加申込書等の提出がない事業者からの提案は受け付けない。

(1) 提出書類及び部数

- ア 参加申込書（第1号様式） 正本1部
- イ 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票（写し） 1部
- ウ 業務体系図（自由書式）、総括責任者、照査技術者及び各担当技術者の資格及び経歴（写し） 1部
- エ ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証を受けていることの証明（写し） 1部

(2) 提出期限

令和7年4月18日（金） 午後5時（必着）

(3) 提出方法

参加申込書は持参、郵送（郵送の場合は期限までに必着のこと。）又は電子メールで提出すること。なお、電子メール送信後は、担当まで送信確認の電話連絡をすること。

(4) 提出先

武蔵村山市 都市整備部 都市計画課 沿線まちづくり係（住所等は11ページに記載）

10 一次審査

(1) 書類審査

参加申込時の提出書類等の内容について審査し、申込事業者全員に対し、参加資格審査結果通知書（第2号様式）を令和7年4月23日（水）までに、電子メールにより通知する。なお、審査結果に係る電話等での問合せには応じない。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、参加資格を満たしていないと通知された参加事業者は、令和7年4月23日（水）から令和7年5月2日（金）までの期間において、その理由について説明を求めることができる。

(2) 留意事項

提出後の書類の差替えは認めず、返却は行わない。

1.1 企画提案書の提出

一次審査において、参加資格を満たし、参加について受け付けた旨の通知を受けた事業者のみが対象となる。

(1) 提出書類

表紙を第4号様式として、企画提案書（任意様式）を提出するものとする。

(2) 記載内容

企画提案書は、表1の項番順にしたがって、記載すべき事項の内容に基づき作成すること。

【表1】

項番	項目	記載すべき事項
1	業務の実績	1都3県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）の官公庁発注による本業務と同種の業務の元請による契約履行実績（履行中のものを除く。）の概要
2	業務体制表	契約締結後における業務の実施体制（主任技術者、照査技術者及び担当技術者の役職・氏名・所属、実務経験年数、主な同種・類似業務の業務実績等）
3	業務工程	本業務の工程表
4	提案内容	仕様書の「業務の内容」に掲げる各項目についての具体的な考えや取組方針
5	その他	独自の提案があれば、具体的に記載する。

(3) 提出期限

令和7年5月12日（月） 午後5時（必着）

(4) 提出部数

正本：1部 副本：10部

(5) 提出方法

主管課窓口持参又は郵送（郵送の場合は、期限までに必着のこと。）で提出するものとし、ファクス又は電子メールによる提出は認めない。

(6) 提出先

武蔵村山市 都市整備部 都市計画課 沿線まちづくり係（住所等は11ページに記載）

(7) 留意事項

ア 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

イ 様式は任意とするが、A4版（一部A3版の資料折込使用可）で作成するものとする。

- ウ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないよう留意すること。
- エ 提出書類の差替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- オ 提出後の書類の返却は行わない。

1.2 見積書の提出

- (1) 企画提案書とは別に、仕様書の要求要件を全て満たすために必要となる見積書（任意様式）及びその内訳書（任意様式）を提出すること。
- (2) 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。
- (3) 提出期限
令和7年5月12日（月） 午後5時（必着）
- (4) 提出部数
正本：1部 副本：10部
- (5) 提出方法
主管課窓口持参又は郵送（郵送の場合は、期限までに必着のこと。）で提出するものとし、ファクス又は電子メールによる提出は認めない。
- (6) 提出先
武蔵村山市 都市整備部 都市計画課 沿線まちづくり係（住所等は11ページに記載）

1.3 企画提案書等に関する質問受付及び回答

- (1) 受付期間
令和7年4月23日（水）午前9時から
令和7年5月 1日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 質問方法
質問事項は、質問書（第3号様式）に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。
また、メールの件名は「【事業者名】多摩都市モノレール沿線まちづくり検討業務委託（質問書）」とし、電子メール送信後に担当まで送信確認の電話連絡をすること。
なお、実施要領や企画提案書等の記入方法、手続等、本業務の申請に必要とされる質問のみを受け付ける。期限までに到達しない質問及び口頭での質問には回答しない。
- (3) 提出先
武蔵村山市 都市整備部 都市計画課 沿線まちづくり係（メールアドレス等は11ページに記載）
- (4) 回答
提出されたすべての質問と回答について、令和7年5月7日（水）までに電子メールにより提案事業者すべてに通知するとともに、市ホームページで公開する。

14 二次審査（プレゼンテーション）

(1) 概要

ア 審査委員会を開催し、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

イ 審査委員は、8人とする。

(2) 開催日（予定）

令和7年5月13日（火）とし、実施日等は、一次審査により決定した提案事業者に対し、電子メールにて別途通知する。

(3) 場所

さくらホール展示室

(4) 審査基準

ア 「15審査基準 表1」の各項目に対し評価採点を行う。

イ 審査は審査基準に基づき、企業評価及び業務評価、価格評価の視点から評価を行う。

ウ 全委員の採点を合計して平均点を算出し、これに価格評価の点数を足したものを評価点とする。評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者として決定する。

エ 上記項目により、企業評価及び業務評価の委員1人当たりの最高点は100点、これに価格評価の最高点を足し、最高評価点は110点とする。

(5) 審査方法

ア 審査委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答により審査する。

イ プレゼンテーションへの参加人数は3人以内とし、実際に業務を委託した際に、主として担当する者を出席させること。

ウ 審査の順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

エ 実施時間は、1事業者につき35分以内（原則として、プレゼンテーション20分以内及び質疑応答15分以内）とする。

オ プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。その場合、パソコンは事業者が持参すること。

なお、プロジェクター、コード類及びスクリーンについては市が用意するため、使用する事業者は企画提案書提出時に申し出ること。

カ 審査は個別に行い、非公開とする。ただし、プレゼンテーションの内容は、録音する場合がある。

(6) 審査結果

審査の結果は二次審査参加事業者に対して、プロポーザル審査結果通知書（第5号様式）を令和7年5月15日（木）までに電子メールにより通知する。

なお、審査及び審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、優先契約交渉事業者として決定されなかった参加事業者は、令和7年5月15日（木）から同月22日（木）までの期間において、決定されなかった理由について説明を求めることができる。

15 審査基準

企業評価及び業務評価の審査基準は、表2（100点満点）のとおりとし、価格評価の配点基準は表3（10点満点）のとおりとする。

【表2】

	評価項目		評価基準	配点	重み
1	企業評価	業務実績	業務の遂行に当たり、十分な実績を有しているか。	5	
2		業務体制	業務を遂行する上で、技術者及び人員が適正に配置されているか。	5	
3	業務評価	業務工程	工程計画が適切かつ効率的に組まれているか。	5	
4		地域特性等の理解度	本市の地域特性を理解し、課題等を十分に把握できているか。	5	×3
5		まちづくり協議会開催支援方法	市民が理解しやすい資料を作成することができそうか。協議会が円滑に運営できるよう支援することができそうか。	5	×3
6		開催概要の整理	まちづくり協議会委員の意見や、開催状況を簡潔に取りまとめ、委員以外の方が見ても、会議の経過が把握できる資料を作成できそうか。	5	×2
7		提言書作成	地域特性及び上位計画等を踏まえつつ、まちづくり協議会委員の意見を集約し、今後の土地利用のあり方等について、わかりやすく取りまとめることができそうか。	5	×3
8		都市計画変更案作成	まちづくり協議会から提出される提言書を踏まえた、都市計画変更案の提案・作成ができそうか。	5	×2
9		住民説明・協議用資料作成	要点を簡潔にまとめた分かりやすい説明資料、協議資料を作成できそうか。	5	×2
10		その他の提案	本委託を実施する上で、仕様書にはない独自の提案がなされているか。また、それが実現可能かつ本業務の目的達成に有効であるかどうか。	5	×2

【表3】

価格評価基準

見積額	配点
見積限度額を超えた場合	失格
見積限度額と同額	0点
見積限度額の95%以上100%未満	1点
見積限度額の90%以上95%未満	2点
見積限度額の80%以上90%未満	4点
見積限度額の70%以上80%未満	6点
見積限度額の60%以上70%未満	8点
見積限度額の60%未満	10点

16 契約の交渉及び締結

(1) 通則

契約に際しては、契約優先交渉事業者と契約に向けた協議を行い、その上で契約手続を行うが、提案内容が契約に反映されてない場合又は協議が調わなかった場合は、次点の交渉事業者との協議に移るものとする。

(2) 契約金額

契約金額は、契約優先交渉事業者から提出された見積額とする。

(3) 契約内容

ア 企画提案書等に記載された内容は、契約時の仕様に反映する。

イ 企画提案書等に記載された内容は、契約後に追加費用なしで実施されるものとする。

17 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 当市が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることができる。

(4) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した事業者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した事業者に無断で、本業務委託プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(5) 提出書類の内容について不明な点がある場合は、質問する場合がある。

(6) 当市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。

なお、本業務委託プロポーザルの優先契約交渉事業者決定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

18 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その事業者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 正当な理由なくプロポーザル及び質疑応答に応じなかった場合

(6) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

(7) 価格見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

19 その他

(1) 書類の作成、会議への出席に要する費用は、提案事業者の負担とする。

(2) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場

合は、速やかに書面（任意様式）により、事務局（後述）宛に提出すること。

- (3) 本業務委託プロポーザルは、優先契約交渉事業者を決定することを目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

20 事務局（問合せ・提出先）

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市 都市整備部 都市計画課 沿線まちづくり係 担当：波多野

電話：042-565-1111（内線279）

FAX：042-566-4493

Email：ensen@city.musashimurayama.lg.jp